



令和4年3月18日発行

なごや消費生活注意喚起情報【第4号】18歳から成人！悪質商法に注意しましょう

[発行：名古屋市消費生活センター]



■2022年4月1日から、18歳・19歳も成人！自分でした契約は自分の責任です。

2022年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられました。成人すると、保護者の承諾なく自分の意思で自由に契約できる反面、自分が交わした契約に対して責任を持つことになります。未成年者取消しができないので、うっかり契約してしまっても簡単に取り消すことはできません。

■悪質業者は「社会経験の乏しさ」に付け込めます！

「大学に入学してすぐに知り合った人と将来のことややりたいことなどを話すうちに信頼関係ができ、20歳の誕生日を迎えた3日後、高額な契約をさせられた。」といった、「社会経験の乏しさ」に付け込んだケースが多数報告されています。悪質業者は社会経験がない未成年のうちから人間関係を作り、成年年齢に達してすぐに契約させ、未成年者取消しされないようにしています。成年年齢が18歳に引き下げられると、社会経験がさらに乏しい18歳・19歳の皆さんがターゲットになると考えられます。

どんなに信頼できる人だと思っても、高額なお金がかかる話になったら要注意！よくわからない話や、迷ったときはいったん断りましょう。



■「困った」「おかしいかな？」と思ったときは

名古屋市消費生活センター Tel:052-222-9671（くろーない）

月～土曜日（祝休日、年末年始を除く）9時から16時15分まで

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

名古屋市消費生活センターウェブサイト「情報ナビ」 <https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

Twitter <https://twitter.com/nagoyashishouhi>